

#### 4. 地域猫対策の推進（地域猫対策計画の認定）

地域猫対策を行おうとする方は、行おうとする地域猫対策に関する計画を作成し、以下の書類を添付して申請することで、その計画が適当である旨の知事の認定を受けることができます。

- ①地域猫対策を行おうとする方の氏名及び住所を記載した**名簿**
- ②地域猫対策を行おうとする区域、給餌等に係る場所、排せつのためのトイレを設置しようとする場所及び猫の捕獲の場所を記載した**図面**
- ③給餌等に係る場所の自治会等及びその場所の周辺住民に対して行った**計画の説明の内容及び説明の実施結果に関する報告書**又は**実施についての同意書**
- ④その他知事が必要と認めるもの。



地域猫対策計画の認定を受けた方に対し、不妊去勢手術費用の助成等の支援を行います。  
※地域猫対策の実施をお考えの方は、最寄りの保健所に相談して下さい。  
計画の作成のアドバイスや地域の住民とのコーディネートも行います。

##### 地域猫対策とは

飼い猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌、給水及び排せつ物の適正な処理を行うとともに、当該猫が生殖をすることができる場合にあっては、生殖を不能にする手術を行うことをいいます。



##### 支援内容は

- ・不妊去勢手術費用の助成（手術券の交付）
- ・捕獲おりの貸出
- ・認定を受けた地域猫対策であることを示す標章の交付
- ・地域猫対策実施者の腕章の交付
- ・ボランティアの紹介 等

#### 動物愛護ボランティアを募集します

和歌山県では、殺処分ゼロを目指し、県民の方々との協働を積極的に進め、動物愛護や適正飼養の普及啓発、地域猫対策の推進に加え、新たな飼い主への譲渡を促進していきます。

この「不幸な猫をなくすプロジェクト」事業にご協力いただけるボランティアの募集を行っています。

ミルク  
ボランティア

地域猫対策応援  
ボランティア

譲渡  
ボランティア



#### <問い合わせ先>

食品・生活衛生課 073-441-2624 動物愛護センター 073-489-6500

海南保健所 073-482-0600

湯浅保健所 0737-64-1293

新宮保健所 0735-21-9631

和歌山市保健所 073-488-5114

岩出保健所 0736-61-0022

御坊保健所 0738-22-3481

新宮保健所串本支所 0735-72-0525

橋本保健所 0736-42-5443

田辺保健所 0739-26-7934

## 不幸な猫をなくす 和歌山県動物の愛護及び管理に 関する条例が改正されました。

（施行日 平成29年4月1日）



### 改正のポイント

#### 猫の飼い主への対策

飼い主の責任を強化  
（遵守事項の一部を義務化）

【義務】

①所有明示  
（氏名・連絡先などを記した首輪や名札、  
又はマイクロチップなどの装着）

②ふんの適正な処理

【努力義務】

屋内飼養

#### 野良猫への対策

①地域猫対策

・地域猫対策計画の認定制度を創設

②餌やりをルール化（遵守事項）

【義務】

・生殖できない野良猫に時間を決めて行う

・餌やり後は速やかに片付ける

・猫のトイレを設置して適正にふん尿を処理する

【努力義務】

・周辺に住む人への説明に努める

#### 地域猫対策の推進

・地域猫対策の普及啓発及び支援

○施策：不妊去勢手術費用の助成など  
平成28年度からの取組

#### 罰則の追加

・飼い主の遵守事項の違反

・野良猫への給餌者の遵守事項の違反

## 条例改正の目的

和歌山県では、猫に起因する苦情は横ばい状況にあり、飼い猫の不適正な飼養に加え、野良猫への無秩序な餌やり等により地域の生活環境に支障が生じる問題も起こっています。また、本県の猫の殺処分数は依然として多い状況にあります（平成26年度：2,568匹）。

こうした状況を改善するため、県民への適正飼養とマナーの向上をお願いしていますが、現行の法令では、不適正な飼養を行っている飼い主や無秩序な野良猫への餌やりに具体的ルールや実効性のある規定がなく、十分機能していません。これらを解決するため、実効性あるルールを条例に設けることが必要であると考え、地域の生活環境の保全と、猫の殺処分数の削減を図ることを目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正しました。

今回の改正は、飼い主の遵守事項や野良猫へ継続的に又は反復して餌やりを行う場合の遵守事項を定めること、地域猫対策の計画を認定する制度を新たに設けることなど、飼い主としての責任の強化や地域猫対策の推進を内容としています。人と猫が共生する社会を目指し、地域住民の生活環境の保全と、動物愛護の双方を両立していくためのバランスを考慮した条例としています。

## 「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の改正ポイント解説

### 1. 飼い猫の所有者等の遵守事項

飼い猫の野良猫化等を防止するため、飼い主の責任の強化として、飼い猫に所有明示措置を施すこと等を義務付けます。さらに、屋内飼養に努めることについても規定します。

#### 【義務】

##### ① 飼い猫への所有明示

飼い主の氏名、連絡先などを記した首輪・名札・マイクロチップ(※)等を装着すること

##### ② ふんを適正に処理

公共の場所や他人の土地にしたふんを取り除くこと

#### 【努力義務】

##### ③ 屋内飼養

屋内で飼うように努めること



### 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定

#### ○不妊去勢手術等の繁殖防止措置【努力義務】

適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合、繁殖を防止するため、不妊去勢手術等の措置をするように努めなければならない。

#### ○遺棄することの禁止（100万円以下の罰金）

(※) マイクロチップとは

直径約2ミリ・長さ約8～12ミリの円筒形で、動物の皮下に埋め込みます。

マイクロチップ装着後、「動物ID普及推進会議事務局（AIPO=アイポ）」等へデータ登録をします。専用の読み取り機（リーダー）で番号を読み取り、登録された情報と照合することで、動物の飼い主がわかります。殺処分数の削減や緊急時（災害時）の飼い主への返還率向上に有効とされています。

和歌山県は、リーダーを保健所及び動物愛護センターに配備し、読み取り体制を整備しています。

## 2. 自己の所有する猫以外の猫に継続的に又は反復して給餌等を行う者の遵守事項

飼い主のいない猫への給餌及び給水（以下、「給餌等」）の一般的なルールを定めることで、地域の生活環境への支障が生じないようにするとともに、猫による繁殖を防ぎます。

#### 【義務】

① 生殖することができない猫(※)にのみ給餌等を行うこと。

※不妊去勢手術を受けた猫であって、耳先V字カットその他の不妊去勢手術を受けた猫であることを示す措置が行われている猫、又は性成熟に達していない猫

② 時間を定めて給餌等を行い、その後、飼料及び水を速やかに回収すること。

③ 給餌等を行うことによって、その場所を汚さないこと。

④ 給餌等を行う際に、猫の排せつのためのトイレを設置するとともに、排せつ物を速やかにトイレから除去し、適正に処理すること。

#### 【努力義務】

⑤ あらかじめ、給餌等を行おうとする場所の周辺住民に、地域猫対策をどのように行うか等の内容について説明に努めること。

○猫を屋内で飼養・保管する場合、遵守事項は適用されません。

○猫を捕獲しようとする場合は、上記の②③④を遵守することになります。



## 3. 勧告及び命令、罰則の追加

条例改正により、以下の場合についても、勧告及び命令の対象となります。命令に違反した者は、5万円以下の過料が科せられます。

① 飼い猫の所有者等の遵守事項又は自己の所有する猫以外の猫に継続的に又は反復して給餌等を行う者の遵守事項の規定に違反した場合

② 動物の飼養に起因した騒音又は悪臭の発生等によって、周辺の生活環境が損なわれている事態が周辺住民の間で共通の認識になっている場合

③ 動物の不適正な飼養に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認める場合

※但し、直ちに罰則を科すのではなく、まずは状況を確認した上で必要な助言等を行い、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、過料を科すことになります。